

消防消第196号
消防予第264号
消防危第360号
消防災第271号
平成20年10月10日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

消防庁予防課長

消防庁危険物保安室長

消防庁国民保護・防災部防災課長

消防用ホースに係る個別検定時の不正行為に関する対応について

消防用ホースについては、消防法に基づく検定が行われているところですが、製造事業者である芦森工業株式会社において、個別検定時に不正行為が行われていたことが判明しました。

このことを受け、当面の対応として、同社の消防用ホースの内張りの剥離による通水障害、漏水等の発生に留意し、耐圧性が確保されていることを点検するなど安全管理の徹底を図られますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨速やかに周知するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

総務省消防庁予防課

担当：渡辺（剛）、加藤

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533